

郵政改革に関連する諸事項等について
(談話)

平成 22 年 3 月 24 日
郵政改革担当大臣 亀井静香
総務大臣 原口一博

現在検討中の郵政改革に関連して、以下の諸事項の方針等を固めたことから、今後、内閣としての正式決定に向けて所要の対応を行う。

1. 郵貯の預入限度額、簡保の加入限度額（加入後 4 年後の限度額）を下記の方向で検討する。
 - (1) 各種データ（別紙参照）を参考にして、預入限度額を 2000 万円、加入限度額を 2500 万円とする。
 - (2) 今国会に提出予定の郵政改革法案成立に合わせて新しい限度額に移行する。
 - (3) 新しい限度額に移行した後の動向を見極めつつ、施行に合わせて所要の見直しを行う。
2. 政府から親会社への出資比率、親会社から子会社への出資比率については、下記の方向で検討する。
 - (1) 政府から親会社への出資比率は 1/3 超、親会社から子会社への出資比率は 1/3 超とする。
 - (2) 親会社の経営の自主性を高めること、改革後の子会社を業法に基づく一般会社と想定していること、今後の郵政事業の方向性等を鑑み、必要最小限の政府の関与にとどめることを念頭においている。
3. 郵政改革法案については、3 月中の国会提出を目標に作業を進めてきたものの、限度額、出資比率の検討の方向性が本日定まったことから、4 月中の法案提出を目指して引き続き作業を進める。限度額、出資比率以外の要検討事項については、法案提出時までには検討を進める。

以 上

限度額について

- 限度額については、①国民の貯蓄動向、②国民の利便性、③郵政事業の今後の経営等を勘案して決定することが必要。
- また、①日本郵政グループの特徴（政府出資、郵便局ネットワーク）、②信金・信組等の中小地域金融機関や中小生損保への影響等を勘案して、合理的な説明が成り立つ水準とすることが重要。

1. 参照値（現行限度額に下記比率を乗じた水準）

- 個人預貯金額及び個人保険契約金額（郵貯及び簡保含むベース）の①1人当たり、②全体、ならびに民間金融機関の個人預貯金額及び個人保険契約金額（郵貯及び簡保除くベース）の③1人当たり、④全体の前回限度額改訂以降平成20年度末までの伸び率に基づいて試算すると、以下のとおり。

	預入限度額		保険加入限度額	
	比率	参照値	比率	参照値
①1人当たり	1.44倍	1440万円	1.35倍	1750万円
②全体	1.48倍	1480万円	1.41倍	1833万円
③1人当たり	1.62倍	1620万円	1.34倍	1740万円
④全体	1.67倍	1670万円	1.41倍	1833万円

（出典）日銀、総務省、旧郵政省、生保協会等のデータをもとに金融庁作成。

2. 金融資産保有額

	中央値	平均値
全世帯（非保有世帯を含む）	500万円	1124万円
保有世帯のみ	800万円	1478万円

（出典）金融広報中央委員会（平成21年）。

3. 貯蓄目標額

	中央値	平均値
全世帯（非保有世帯を含む）	1000万円	2054万円

（出典）金融広報中央委員会（平成21年）

4. 定年退職金支給額

		平均値
民間企業	高卒（現業職）	1123万円
	大卒（管理・事務・技術職）	2026万円
公務員	地方公務員	2378万円
	国家公務員	2450万円

（出典）厚生労働省（平成20年）、総務省（平成19年）。